

萩 財 政 第 4 1 号
平成 2 9 年 9 月 2 7 日

議会事務局長
部長・理事
総合事務所長
会計管理者
消防長
教育委員会事務局長
行政委員会事務局長

様

総務企画部長

萩市予算規則第3条第2項の規定により、「平成30年度予算編成方針」を次のとおり通知します。

平成30年度予算編成方針

1 国の財政事情、地方財政対策等

政府は、7月20日に30年度予算の編成方針となる概算要求基準を閣議了解しました。

その概算要求基準では、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

年金・医療等の社会保障費は、高齢化に伴う増加額（6,300億円）を加算した範囲内の要求とし、義務的経費についても聖域を設けず抜本的な見直しによる歳出の抑制を求めた上で前年度予算要求額と同額要求としており、その他の経費は前年度予算額の100分の90の範囲内の要求としています。

そして重点化を進めるため「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえた諸課題について、昨年に引き続き「新しい日本のための優先課題推進枠」として特別枠を設けています。

なお、財務省の発表によると、30年度一般会計概算要求・要望額の総額は、100兆9,586億円と4年連続100兆円を超えるものとなっています。

また、総務省は去る8月31日に30年度の地方財政収支の仮試算と地方債

計画案を公表しました。これによると、地方交付税に地方税などを加えた一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額について、29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にその水準を確保した上で、29年度対比で0.4%増の62.5兆円の要求となっています。一方で、地方交付税は出口ベースで15.9兆円と2.5%の減となっています。

地方債計画案は、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方の財源不足に対処するための措置を講ずることとされ、29年度対比で4.5%増の12.1兆円ですが、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債等の特別分を除いた通常分の総額は前年度計画額と同額となっています。

2 萩市の財政事情等

平成28年度一般会計決算は、前年度で萩市東部集中豪雨災害に係る災害復旧事業が一部を除き完了したことや小中学校耐震化事業等の大型事業の終了により歳入歳出決算額とも減少しました。歳入では最大の構成比を占める普通交付税が漸減2年目を迎え約6億3千万円減少し、地方消費税交付金等も減少するなど経常一般財源が大きく減少しました。このため、次年度への繰越金の確保と今後の一般財源の減少に対応するため、財政調整基金を2億円取崩すとともに、臨時財政対策債を3億円発行し繰越金を確保しています。

今後も歳入の根幹である市税は人口減少、高齢化等による納税義務者の減少や地価の下落等により増加は見込めない状況です。また、普通交付税は漸減が始まった平成27年度から平成29年度までの3年間で約16億円減少しており、一本算定となる平成32年度までに更に約10億円減少すると推計され、一般財源の減少に歯止めがかからない厳しい状況です。このため、交付税の漸減への対応、新たな財源の確保及び事務事業の選択が喫緊の課題となっています。

平成30年度当初予算は、萩市の再生に向けたスタートとなる予算となります。「住みよいまち・萩」、そして「住みたくなるまち・萩」の実現に向けて具体的な事業に取り組まなければなりません。ついては、産業振興による経済の活性化や子育て支援、教育支援（学校教育、社会教育等）などの人づくりの施策を重点項目として積極的に予算化を行います。

地方創生関連事業については、昨年度同様「地方創生経費枠」での対応としますので、予算要求に当たっては「萩市総合戦略」との整合性、特に、重要業績評価指標（KPI）の視点について十分留意してください。明治維新150年記念事業及びジオパーク関連事業についても計上に遺漏のないようお願いいたします。

また、サマーレビュー結果を基に試算した来年度予算の財源不足額が20億円を大幅に超えるものとなっています。したがって、サマーレビュー事業につ

いても査定段階においてゼロベースでの見直しを行います。については、再度事業の緊急性、必要性、費用対効果等を検討のうえ事業の優先順位づけによる事業期間等の見直しをお願いします。

なお、財源は限られていますので、国、県等の財源確保に取り組むとともに、「スクラップ アンド ビルドの原則」に基づいた既存事業の見直しによる財源確保を行ってください。

加えて、各府省の概算要求、特に前述の「新しい日本のための優先課題推進枠」に係る要望事業についても十分に精査の上、萩市で活用できるものは遺漏無く対応され、財源の確保をお願いします。

一般行政経費の一般財源額については、29年度当初予算における一般財源の額を要求上限額とします。

また、予算は「歳出予算」のみではありません。

歳出予算の要求に重点を置き、歳入予算の見積りでは基礎数値を見直すことなく、過去の要求資料を利用しているような例も見受けられます。毎年決算審査特別委員会で指摘される「収入未済額」の課題もあります。

したがって、30年度予算査定においては、財政課長査定において全ての歳入項目の積算根拠等の説明を求めますので、確実に精度の高い歳入見積りをお願いします。

併せて歳入予算で大きな割合を占める「地方債」は、発行上限額を設定して萩市の体力に見合った地方債の発行に努めます。

地方債発行額の抑制を行うことは、投資的事業に優先順位を設定する等の事業選択が必要となりますが、義務的経費として将来に影響を及ぼす地方債の抑制は、萩市の財政状況にとって欠くことのできないことです。

償還時の財政状況を推計した適正な規模の地方債発行に努めますので、財源に地方債を予定する場合には、事前の財政課との協議を求めます。

最後に、4ページに「今後の財政推計（普通会計）」を、5ページに「市税の推移」及び「普通交付税の推移」を記載しています。

特に「普通交付税の推移」については、27年度から開始した交付税の漸減により、31年度までの間は漸減が続き、32年度には新市一本としての算定となります。32年度の普通交付税額の試算額は、平成29年度の普通交付税と比して約10億円の減少が見込まれています。

今後、ますます一般財源が減少していく中で、これまでの行政サービスを引き続き提供していくためには、職員の創意と工夫によって、財源構成及び事務事業内容を見直していく必要があります。

以上の予算編成方針を念頭に置きながら、7ページの「3 当初予算見積りに当たっての考え方」以降の各事項に留意しつつ、的確な予算見積りを行われよう通知します。

① 今後の財政推計（普通会計）

		← 23～28年度は普通会計決算数値 →											(単位：百万円)		
区 分		類似団体 27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
歳 入	市 税	5,438	5,705	5,578	5,513	5,454	5,350	5,341	5,201	5,015	4,969	4,932			
	地方交付税	10,574	14,640	14,816	15,533	14,503	13,968	13,289	12,780	12,440	11,947	11,734			
	繰 入 金	548	81	1,268	1,254	169	518	1,072	398	313	441	313			
	市 債	3,368	1,953	3,236	2,474	3,968	2,502	2,013	2,887	3,988	2,382	1,742			
	そ の 他	10,106	10,146	10,035	11,762	13,488	11,491	8,930	8,062	7,662	7,671	7,892			
	歳入合計	30,034	32,525	34,933	36,536	37,582	33,829	30,645	29,328	29,418	27,410	26,613			
歳 出	人 件 費	4,485	5,964	5,818	6,031	5,993	6,585	6,075	5,825	5,718	5,812	5,760			
	扶 助 費	4,617	4,312	4,277	4,168	4,398	4,334	4,714	4,224	4,368	4,401	4,401			
	公 債 費	3,576	5,006	4,999	5,127	4,935	4,200	3,925	3,942	3,659	3,463	3,342			
	投資的経費	4,578	4,315	7,369	7,419	7,330	6,545	3,655	3,787	5,262	3,078	2,340			
	そ の 他	11,700	12,070	11,526	12,418	13,952	11,394	11,442	11,744	11,955	12,207	11,942			
	歳出合計	28,956	31,667	33,989	35,163	36,608	33,058	29,811	29,522	30,962	28,961	27,785			

形式収支 (歳入－歳出)	1,078	858	944	1,373	974	771	834	△ 194	△ 1,544	△ 1,551	△ 1,172
実質単年度収支		554	608	△ 689	467	158	374				

※ 平成29年度以降の決算見込については、平成29年度のサマーレビューに基づく推計数値です。また、単年度の収支を明確にするため、平成30年度以降は繰越金を計上していません。

●収支不足に対する措置

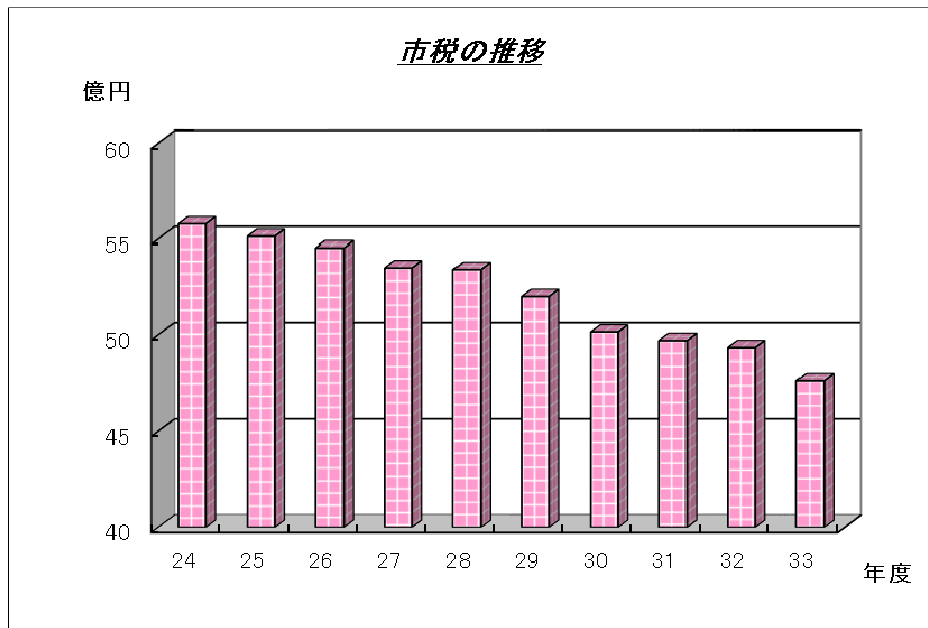
基金繰入金 (普通会計決算額)	548	0	0	500	0	0	200	194	1,544	1,551	1,172
基金残高 (財調・減債)	5,422	4,505	5,056	4,563	5,108	5,278	5,242	5,418	3,881	2,336	1,171

地方債残高	31,289	35,219	33,720	31,519	30,945	29,594	27,966	27,144	27,676	26,779	25,341
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

経常収支比率	88.9	89.8	89.5	89.4	90.4	94.4	93.6				
実質公債費比率	10.7	11.4	10.8	10.8	10.3	9.3	8.3				

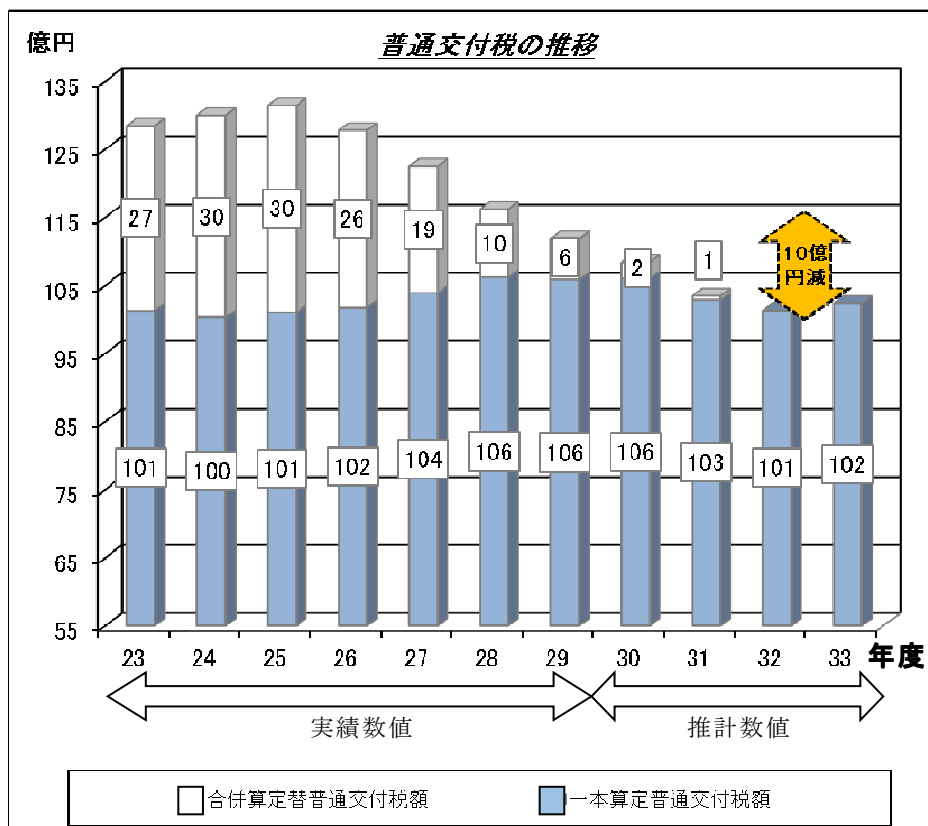
新市施行後から28年度決算まで黒字決算となりました。28年度は普通交付税の漸減等の影響による一般財源の歳入不足に対応するため、25年度決算以来となる財政調整基金の繰り入れを2億円行いました。今後も、多額の財政調整基金等の繰り入れが予想されます。

② 市税の推移



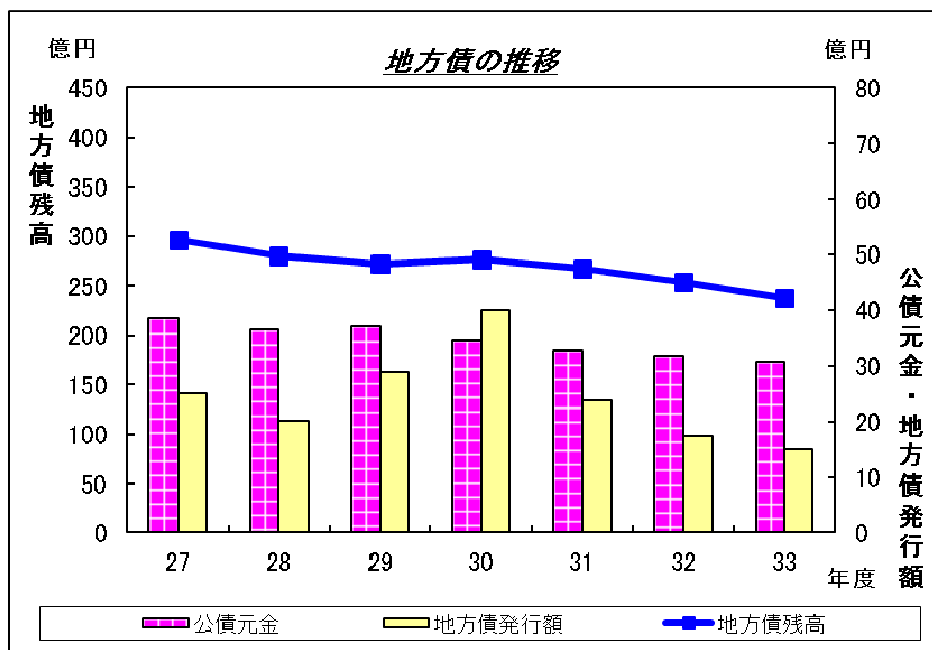
人口減少等の影響により減少の一途を辿る見込みです。

③ 普通交付税の推移



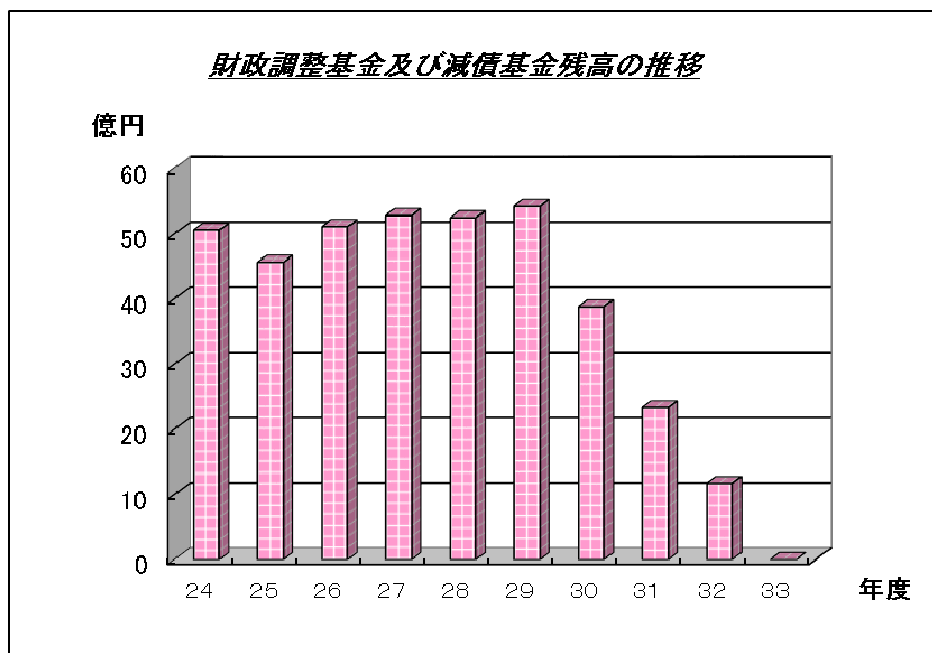
合併算定替で措置されている普通交付税が、27年度から5か年かけて段階的に減額されています。国勢調査人口の減少等の影響もあり、32年度には29年度と比較して総額で10億円程度の減少となる見込みです。

④ 地方債の推移



30年度は新萩市総合福祉センター整備等に係る地方債の発行により、地方債発行額が公債元金償還額を上回ります。今後は地方債の発行を抑制することで、公債費を縮減し将来負担を軽減していくことが喫緊の課題です。

⑤ 財政調整基金及び減債基金の推移



交付税の漸減の影響等から、毎年度基金を取り崩して収支を合わせなければならない状態となり、33年度には財政調整基金及び減債基金が無くなる見込みです。

3 当初予算見積りに当たっての考え方

(1) 当初予算

30年度当初予算は、**通年予算**として編成します。当初予算成立後の制度改正や災害対策などの特別な理由がある場合を除き、原則、年度途中の予算補正は行いませんので、十分な見積りを行ってください。

(2) 当初予算に係る経費区分の設定

歳出予算を以下の5つの経費に分類します。

① 義務的経費

必要額を積算し要求してください。ただし、各部局において経費削減の検討を行ってください。なお、**人件費、扶助費、繰出金については、経費削減の検討内容を財政課長査定時に聴取**します。

② 地方創生経費

萩の活性化に必要な産業振興を図る事業、ひとづくり事業（子どもの学力向上に資する事業、社会人の実務講座等）等、これからの萩市に必要な新たな事業を要求してください。

萩市総合戦略において取組を進めている継続事業については、その効果を検証し、事業内容を精査して必要額を要求してください。財政課長査定時にK P Iの達成等について説明を求めます。

③ 政策的経費

必要額を積算し要求してください。ただし、8月下旬に各部長に通知した「**サマーレビュー結果**」の**一般財源額（地方債も一般財源とみなします。）を予算要求上限額**とします。また、サマーレビュー時点より事業費を精査して要求してください。

④ 施設維持補修的経費

予防保全については財産管理課と協議し、事後保全については最低限度の必要額を積算し、要求してください。なお、予算要求額については、事前に提出されている「施設維持補修予算要望書」を財産管理課において審査を行い通知します。

《経費区分上の「施設維持補修的経費」について》

○建物及び建物に附帯する設備等の修繕工事に係る経費を対象とします。
(工事に伴う設計監理等の委託料を含む。)

※29年度の予算要求書の経費区分を参考にしてください。

○廃棄物処理施設に係る設備、文化財・史跡等施設、上下水道施設は除きます。

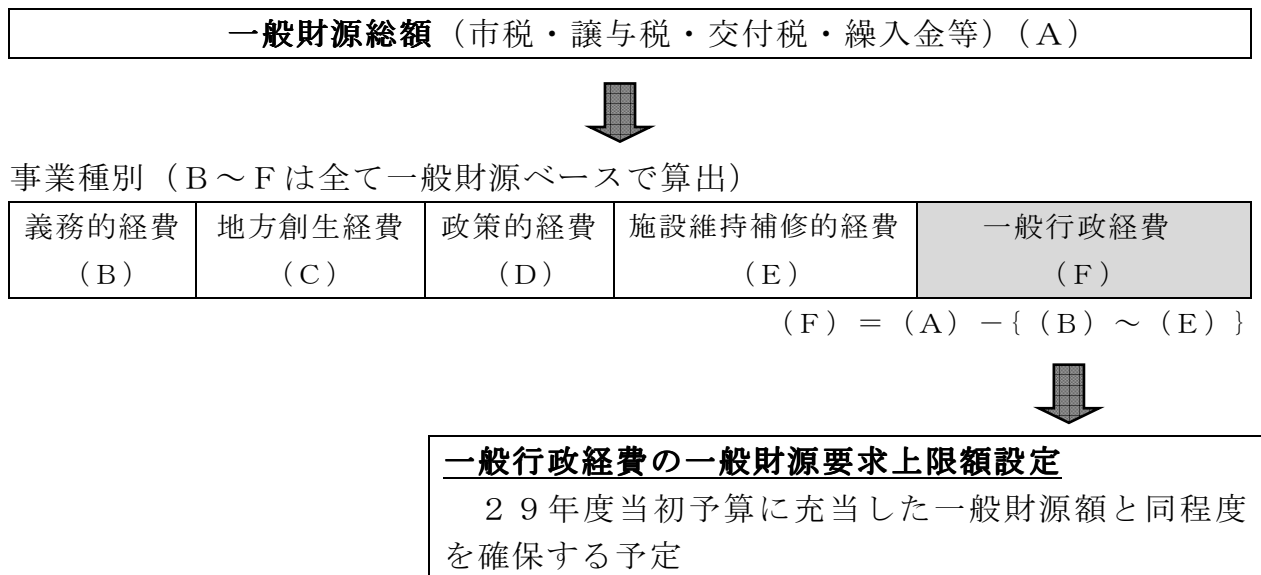
⑤ 一般行政経費

上記①～④以外の経費について、必要額を積算し、要求してください。
過去からの先例等で要求するのではなく、各部局において、**事業効果の検討や抜本的な事務事業等の見直し**を行い、不要不急な事業の廃止や維持管理経費の節減等思い切った歳出の削減を図り、必要経費の精査を行ってください。

なお、普通交付税の漸減4年目を迎え、引き続き一般財源の大幅な不足が予想されます。したがって、**30年度予算編成においても、29年度当初予算額に基づき、一般行政経費の一般財源額を要求上限額として設定します。**

※設定上限額については、10月上旬に各課へ通知します。

◀ 予算における一般財源のイメージ図 ▶



(3) 地方債発行額の抑制

地方債は、将来における一般財源（市税、交付税等）を先取りするという性格、つまり地方債を発行した年度は「歳入」ですが、翌年度以降はいずれの施策よりも優先して返済義務が生じることから、その発行には最大限の留意が必要です。

新萩市総合福祉センターの建設や新防災行政無線整備等に伴う地方債発行額の増加が見込まれます。義務的経費である公債費負担の増大は、財政構造が硬直化する要因となります。

以上のことから、地方債に発行上限額を設定し、当該年度において**新たに起債する額は34億5千万円程度を目標とします。**

(4) 後年度負担の把握等

後年度負担は、義務的経費として萩市財政に多大な影響を与えることとなるため、安易に後年度負担をもたらすことのないよう十分検討してください。

また、新たな事業や施設整備については、必ず計画段階から、その執行体制及び管理運営のあり方について方針を定めてください。

施設整備については、**維持管理費等を含んだフルコストで事業費を試算し、その積算根拠資料（様式任意）を添付してください。**後年度負担の検討のない事業化はありません。財政課長査定時に、特にその試算根拠の説明を求めます。

萩市と連結対象となるような外郭団体等の債務は、常にその状況を把握し、後年度、多大な財政負担をもたらすことのないよう留意してください。

(5) 国の施策の活用

国の施策には、市の予算計上を伴わないものの、各課において管理ができる特定の施策があります。それらの施策の情報を的確に収集し、事前に財政課と協議の上、事業を確保され、萩市の諸課題の解決に活用してください。

(6) 市議会一般質問市長答弁への対応

一般質問での市長答弁については、それに沿った対応が求められるものもありますので、要求に当たってはその内容を確認の上、適切に反映させてください。

(7) 市民ファースト～萩・移動市長室～への対応

29年7月末から各地区において開催されている移動市長室での意見及び回答について、各課で確認の上、適切に反映させてください。30年3月末まで実施予定のため、予算要求に反映できない場合が想定されます。当初予算要求後に反映させるべき事項が発生した場合には、速やかに財政課へご連絡ください。

(8) 総合事務所管内における事業の予算見積り及び事業実施

総合事務所管内における事業の予算見積りは、**必ず各総合事務所長のもとで、当該地域の30年度予算見積り事業を調整の上、所管する本庁各課と調整し、本庁各課において予算要求書を作成してください。**

(9) 民間活力の活用による行政事務の効率化等

これまで、図書館や博物館の運営、地域おこし協力隊の設置など、有償による民間活力の活用を図ってまいりました。限られた人員の中で、職員で対

応できる事は限られています。今後ますます、市民等の力を活用した事務の効率化、行政サービスの維持・向上や地域の活性化を進めていくことが必要となってきます。このため、市民が各地域で行政との「協働」でいきいきと活動できる事業について、積極的に提案してください。

なお、要求に当たっては「地方創生経費 枠」での要求としてください。

(10) 障がい者の働く場所を確保

障がい者の自立を促進するため、地方自治法施行令において、障がい者支援施設等で製作された物品の買い入れや清掃、発送業務等の役務の提供については、随意契約を行うことが可能とされています。

市が発注している委託業務等について、障がい者支援施設等に発注が可能か積極的に検討し、必要な予算を要求してください。

4 個別的事項

(1) 歳入に関する事項

過去の実績及び客観的な資料に基づき、過大又は過小な見積りにならないよう、的確な見込額を計上してください。また、計上漏れがないよう注意してください。

① 市税

税制改正の状況を注視することはもとより、近年の予算額と決算額との差異にも留意し、的確に見積もってください。一般財源が減少する中、積極的な滞納処分及び収納率の更なる向上を求めます。

② 使用料及び手数料、分担金及び負担金

受益者負担の公平・適正化の観点から、実態に即した適正な料金設定及び受益者負担の適正化等を行ってください。なお、滞納については、法に基づく適切な対応を実施し、早期解決に努めてください。

③ 国・県支出金

国・県支出金の廃止・縮減、交付金化、一般財源化等の動向に十分留意し、予算編成に支障が生じることのないよう適切に見積もってください。

④ 財産収入

次に掲げる事項に留意して、財源確保を図ってください。

- 保有する土地・建物のうち、今後、公用又は公共用として利用する見込みのないものについては、財産管理課と協議の上、積極的に売却を進めてください。処分等に一定の期間を要する土地は、暫定的な貸付など有効活用を図り、維持管理費等の軽減に努めてください。

なお、売払い処分に当たっては、平成24年4月1日付財管第44号「普通財産の売払い処分に係る事務手続きについて」（財産管理課長通知）に従い、価格の決定を行うなど、適正な財源確保を図ってください。

- 市有財産の貸付けは、平成24年3月23日付財管第176号「市有財産の貸付け及び使用許可に係る基準について」（財産管理課長通知）に従い、貸付料の決定を行うなど、適正な財源確保を図ってください。
- 不用物品等については、インターネットオークションによる売却など、財源確保を図ってください。

⑤ 市債

財源に市債を予定する場合は、必ず財政課部局担当者に確認の上、市債額等を計上してください。

⑥ その他の収入

萩市公式ホームページに掲載の「各種助成制度一覧表」（市民活動推進課所管）により、財団法人や民間企業等の各種助成制度を積極的に活用するなど、財源確保を図ってください。

(2) 歳出に関する事項

積算や見積り間違い、予算要求漏れ等が多発しています。制度改正や災害対策などの理由によるもの以外は、予算不足による予算補正はできないので、精度の高い予算要求を行ってください。

予算流用は、予算現額に変更を加えるものであり、予算補正と何ら変わるものではありません。したがって、十分に精査した上での見積りを求めます。

新たな事業の新設、拡充等に当たっては、財源確保ルール「ペイアズユーゴーの原則」に基づき、増加する経費の財源を確保した上で予算要求してください。また、「**スクラップ アンド ビルドの原則**」により、**各課の事業全体の再構築**を行い、平成30年度当初予算要求見直し事業（廃止・縮減）（様式11）を提出してください。

予算査定の過程において予算計上とならなかったものを、年度開始後、予算流用等によって実施することはあり得ません。

① 人件費

人事給与制度は、的確かつ必要最小限の額で見積もってください。

人件費のうち職員に関するものは総務課で一括計上するため、一般会計については、予算要求の段階では計上不要（予算要求書の打ち出し及び様式1の記載についても不要）です。

なお、特別会計については、一般会計からの繰入金算出において人件費が必要となることから、**29年度12月補正予算後の数値を電算入力して作成してください。（予算要求書の打ち出しを行い、様式1にも記載をお願いします。）**

報酬については、審議会・協議会の開催回数等を精査の上、実績に基づき要求してください。

一般職非常勤職員については、報酬での要求となりますので、注意してください。

② 扶助費

特に財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、給付水準や助成対象について見直しを行ってください。

なお、義務的性格である根拠（支出の根拠、単価等の根拠等）を明示の上、要求してください。

③ 物件費等

物件費については、財源確保のため、さらに徹底した事務事業の見直しを行い、経費の削減を求めます。

ア 賃金

一般事務補助に係る臨時職員は原則認めません。

イ 旅費

昨年以上に、必要最小限の経費を見積もってください。

なお、宿泊を伴うもの又は県外の日帰り出張を要望する場合については、旅費調書（様式7）を提出してください。

ウ 需用費

○ 消耗品費のうちタイヤ購入費については、財産管理課が別途調査の上、一括で予算計上します。（ただし、特別会計及び企業会計の車両分については、適宜、見積りを行い、必要な経費を各費目において予算計上してください。）

○ 食糧費については、平成27年3月31日付萩財第110号『食糧費の予算執行基準』の一部変更について（通知）」に基づき見積ってください。

○ 燃料費のうちRガソリン及び軽油については、17ページの「30年度単価表」に定める単価により見積もり、灯油及びA重油については、各課において、適宜、見積りを行い予算計上してください。

また、事業ごとに月別比較調書（様式8）を提出してください。

○ 印刷製本費については、可能な限り市内印刷を心がけてください。

○ 光熱水費については、燃料費に準じ、省エネルギー対策等に十分留意の上、見積もってください。

公共料金口座振替の関係で、水道料金及び下水道料金については、光熱水費から支出しますので遺漏なく要求してください。

また、事業ごとに月別比較調書（様式8）又は期別比較調書（様式9）を提出してください。

○ 公用車の車体検査費用を計上する場合、その対象公用車のナンバーを電算システム入力の際、「積算」欄に記載してください。また、自賠責保険料（役務費）、自動車重量税（公課費）についても各課が要求してください。

車体検査期限を認識せずに、必要経費を計上していない状態が多発していることから、再度車体検査日を確認し、要求漏れがないよう留

意してください。**車体検査日を管理できない車両は、財産管理課による車両の引上げ、又は廃車とします。**

○ 各課に配置した公用車両に係る燃料費の要求は、引き続き、車両管理課でお願いします。

○ 需用費全般については、過去の実績等を十分精査の上、削減に努めてください。

エ 役務費

一般会計における本庁の通信運搬費のうち、郵便料金と電話料金（補助事業に係るものを除く。）は、総務課において一括で予算計上します。総合事務所に係るものは、総合事務所地域振興部門において一括で予算計上してください。

また、例年と比較して大幅な増減がある場合は、総務課行政係又は総合事務所地域振興部門に連絡してください。

なお、電話料金については、事業ごとに月別比較調書（様式8）を提出してください。（固定電話と携帯電話は別葉としてください。）

建物総合損害共済分担金及び自動車損害共済分担金については、財産管理課において一括で予算計上します。（ただし、特別会計及び企業会計については、各会計において要求してください。）

オ 委託料

委託業務の内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、職員の対応で処理が可能なものは、委託を廃止又は削減してください。特に所有権移転登記・保存業務については、職員対応とします。

中国電気保安協会に委託する電気保安業務については、財産管理課において一括で予算計上します。特別会計及び企業会計については、適宜、見積りを行い予算計上してください。

清掃業務の予算計上については、原則、財産管理課が24年4月に通知した「公共施設維持管理基準」の14ページ「清掃業務の基準」及び15ページ「施設別清掃基準表」により、業務内容や周期等を施設ごとに見直しを行った上、要求してください。

委託事業ごとに委託料調書（様式6）を提出してください。なお、委託料調書は施設清掃・管理、水質検査等、毎年経常的に予算計上を行っているもののみ作成してください。建設事業に係るものは作成不要ですが、業務委託の必要性を精査してください。

④ 維持補修費

「施設維持補修的経費」に係る維持補修費については、財産管理課からの通知に従って要求してください。

⑤ 投資的経費

ア 投資的経費について新規事業は真に必要な事業に限定しますが、地方創生関連事業については、重要業績評価指標（KPI）の視点に留意しながら積極的に検討してください。継続事業についても、事業の内容を

再検討の上、要求してください。

イ 毎年度繰越明許費を設定する事業が見受けられます。もとより繰越明許費は地方自治法に定められた制度ですが、特に辺地対策事業債、過疎対策事業債及び合併特例債を財源の一部とした場合には、繰越事業とすることにより、**当該地方債の償還（利子分の地方交付税算入の有無）を通して多額の損失を萩市に及ぼすこと**になります。

このことを重く認識し、年度内完了が確実にできる事業計画を立案し、**単年度で完了可能な事業量分のみについて予算要求を行ってください。**

ウ 公有財産購入費

購入予定面積及び単価を「積算」欄に記入してください。また、**購入単価の設定根拠を併せて記入してください。**

⑥ 負担金補助及び交付金

対象団体の自立・発展を支援するための施策は、恒常的な支援が必要とならないよう支援対象や負担割合、支援期間等の仕組みを検討し、自立に向けた計画やプロセスを明確にしてください。**特に補助金にあつては、スクラップ アンド ビルドやサンセット方式を導入してください。**

各種関係団体補助金については、必ず各課において事前に査定を行った上で計上し、補助金調書(様式5)、補助金に係る資料を提出してください。

事業に必要な備品等の購入を補助する場合には、複数の見積書を徴し、原則、消費税を除いた金額としてください。

また、負担と公平の観点から、個人に対する金銭助成等補助金については、市税等市債権の納付状況や所得制限等の基準を導入してください。

各種協議会負担金等(法令外負担金)については、負担金調書(様式4)、30年度要求に係る各団体からの事前協議資料(財政課に合議したもの)を提出してください。

県事業負担金については事業内容を十分に確認し、その内容を示すものを入手し添付してください。なお、事務費については負担しません。

⑦ その他

車両購入等については、財産管理課からの通知に従い要求してください。

(3) その他の事項

① 総合事務所管内における事業については、各総合事務所別優先事業順位一覧表(様式10)を作成し、事業を所管する本庁各課の所属長に提出してください。**提出を受けた本庁各課は、単に総合事務所からの見積額を積み上げるだけではなく、部局単位で7地域の事業の優先順位及び当該事務事業の必要性等を全市的に判断の上、取捨選択して計上してください。**

なお、総合事務所の優先順位については、継続事業は当然に上位の優先順位付けをお願いします。

② 債務負担行為の設定は遺漏のないよう、30年度当初予算要求書提出時に歳入歳出予算要求書に併せて、債務負担行為の予算要求書(様式2)を

提出してください。

また、債務負担行為の設定は予算措置であり、当然、査定対象となります。債務負担行為予算の要求がないものについては、債務負担行為設定を行いませんので留意してください。

29年度に設定した債務負担行為の限度額を変更する必要がある場合は、29年度3月補正予算において要求してください。

長期継続契約については、債務負担行為の設定が必要ありませんが、あくまでも債務負担行為の特例であることから、その運用に当たっては、政令及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を十分確認してください。これに該当しないもので複数年契約が必要な経費については債務負担行為の設定が必ず必要となりますのでご留意ください。

- ③ 特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行ってください。
特別会計は、本来、その会計の収入をもって歳出を賄うべきですので、今後、各特別会計への一般会計からの繰出しは繰出基準等による額とすることも検討しており、各会計独自で収支の均衡を図ってください。
- ④ 要求に当たり、関係部局間で十分に調整を行い、重複要求や要求漏れ等がないよう留意してください。

5 予算編成日程（予定）

- | | |
|--|-------------------------------|
| (1) 予算編成方針の通知 | 9月27日（水） |
| (2) 庁内連絡会議 | 10月2日（月）9時30分～ |
| ※市長訓示、予算編成方針及び予算要求書作成要領等の説明（総務課より通知済み） | |
| (3) 予算編成方針実務責任者説明会 | 10月2日（月）13時～ |
| (4) 一般行政経費上限設定額の通知 | 10月上旬 |
| (5) <u>予算要求書事前確認期限</u> | <u>11月6日（月）12時までの間</u> |
| 16ページ「9 予算に関する問い合わせ先及び予算編成部局担当者」に記載の担当者に、印刷前の <u>予算要求書印刷原稿</u> の確認を受けた後、必要部数を印刷し、提出してください。 | |
| (6) <u>予算要求書提出期限</u> | <u>11月7日（火）17時</u> |
| 上記の提出期限後は、財務会計システムが要求段階から査定段階に移行し、入力作業ができなくなりますので、 提出期限を厳守 してください。 | |
| (7) <u>総合事務所優先順位一覧表提出期限</u> | <u>11月7日（火）17時</u> |
| (8) 財政課長査定 | 11月9日（木）～11月下旬 |
| (9) 部局担当者査定 | 11月9日（木）～11月下旬 |
| (10) 財政課長査定結果の通知 | 12月中旬 |
| (11) 市長・副市長査定 | 12月下旬～平成30年1月上旬 |
| (12) 最終査定結果の通知 | 平成30年1月中旬 |

6 財政課長査定ヒアリング内容

所属ごとのヒアリングに当たり、冒頭、次の事項の説明を求めます。

- (1) 30年度当初予算要求書作成に当たり、所属ごとの目指す方針
- (2) 全ての歳入説明（積算根拠）（過去3か年分の決算状況及び平成29年度決算見込み ※様式は任意ですが、別添エクセルに参考様式あり）
- (3) 滞納の状況確認及び対策（28年度決算で収入未済があるもの）
- (4) 歳入確保への取組

7 予算要求書提出書類の作成要領

- (1) **予算要求書提出書類はすべてB4**で提出し、各ページには通し番号を付してください。財務会計システムの出力順によらず、「表紙」⇒「事業別予算要求一覧表」⇒「歳入予算要求書」⇒歳出予算要求書の経費区分「義務的経費」⇒「地方創生経費」⇒「政策的経費」⇒「施設維持補修的経費」⇒「一般行政経費」⇒「債務負担行為」⇒「債務負担行為調書」⇒「説明資料」⇒「各種調書」の順に調製してください。

なお、要求書には必ず表紙を付け、ホッチキスを使わずに、クリップを使用してください。また、歳出予算要求書には該当する説明資料のページ数の記載をお願いします。

- (2) 関係法令、通達、要綱、図面等の参考資料を添付してください。
- (3) 積算単価については、原則として別に定める「平成30年度単価表」（17ページ）のとおりとしてください。

定めのないものは、適正な価格により積算し、見積書、その他根拠となる資料など必要な資料を添付してください。

- (4) **毎年、予算要求書提出後に資料の差し替えや追加が多発しています。このようなことがないようにご注意ください。**

8 予算要求書提出期限及び提出部数

提出期限は、15ページ5－（6）及び（7）に記載のとおりです。

予算要求書提出部数及び提出区分は18ページ記載のとおりです。（総合事務所別優先事業順位一覧表及び平成30年度当初予算要求見直し事業（廃止・縮減）については、書類提出に加えエクセルファイルでメールにより財政係柴田まで提出してください。）**また、提出物はすべてB4に統一してください（査定時の追加資料も同様）**。なお、各種予算要求関係調書等の様式は庁内LANシステムの「財政課キャビネット」よりダウンロードして使用してください。

9 予算に関する問い合わせ先及び予算編成部局担当者

- 議会事務局、市民活動推進部、保健福祉部、土木建築部、技術監理部、会計課、行政委員会（選管、監査、公平、農委）・・・・・・山中、柴田

○総務企画部、農林水産部、商工観光部、まちじゅう博物館推進部

・・・・・・・・厚 東、中 村

○市民部（一般会計）、教育委員会、消防本部

・・・・・・・・小 野、大 田

○市民部（特別会計）、上下水道部

・・・・・・・・・・・・・・・・肌 野

平成 30 年 度 単 価 表

○賃金

庁内LANに掲載の「臨時職員雇用マニュアル」(総務企画部総務課人事係所管)の「賃金単価、通勤手当、一時金等」を基本とする。(庁内LANの文書管理⇒各課キャビネット⇒総務課⇒人事係⇒臨時職員・一般職非常勤職員⇒萩市臨時職員・一般職非常勤職員雇用マニュアル⇒臨時職員雇用マニュアル参照)

○燃料費

	レギュラーガソリン	軽 油
29年9月末 現在単価	125円/ℓ	108円/ℓ

※上記単価に消費税相当額を別途加算すること

○食糧費

用 務 ・ 目 的 等		1名当たりの限度額（税別）
昼	懇談会等（会食）	3,000円
	会議等での弁当	1,000円
夜	懇談会等（会食）	5,000円
	会議等での弁当	1,500円

○離島運賃

航 路		旅客運賃
見島～萩	大 人	1,940円
	中学生	1,360円
	小 人	970円
相島～萩	大 人	610円
	中学生	430円
	小 人	310円
大島～萩	大 人	400円
	中学生	280円
	小 人	200円

平成30年度当初予算要求書提出一覧表

ページ番号	市 長	総務企画部長 外	財政課 財政係	必要部数
対象部数	両面1部	両面2部	両面8部	11
提出区分	A	B	C	

P1～ 通し番号	①表紙	○	○	○	11
	②事業別予算要求一覧表（様式1）	○	○	○	11
	③歳入予算要求書	○	○	○	11
	④歳出予算要求書	○	○	○	11
	⑤債務負担行為予算要求書（様式2）	○	○	○	11
	⑥債務負担行為調書（様式3）		○	○	10
	⑦予算査定説明資料（財政課長査定用）		○	○	10
	⑧負担金調書（様式4）			○	8
	⑨補助金調書（様式5）			○	8
	⑩委託料調書（様式6）			○	8
	⑪旅費調書（様式7）			○	8
	⑫月別比較調書（様式8）			○	8
	⑬期別比較調書（様式9）			○	8
別 冊	総合事務所別優先事業順位一覧表（様式10）		○	○	10
	平成30年度当初予算要求見直し事業（廃止・縮減）（様式11）		○	○	10

- ※ 提出区分を予算要求書表紙の右上に表示してください。
- ※ 提出書類は全てB4とし、追加資料についてもB4にしてください。なお、カラーの部数は、各課で判断してください。
- ※ 様式10については、各総合事務所で調製のうえ提出してください。
- ※ 市長・副市長査定用の予算査定説明資料については、後日、対象事業等を通知する際にお知らせします。